

引上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障施策に要する経費  
(令和3年度2月補正予算後)

社会保障施策に要する経費に充てる引上げ分の地方消費税額 66,711百万円

1. 社会保障施策の充実(42,040百万円)

(単位:百万円)

事項名	経費	財源内訳				
		特定財源		一般財源		
		国庫支出金	諸収入	引上げ分の 地方消費税	その他	
子・ ども 子育 て	子ども・子育て支援給付費	34,622	0	0	23,121	11,501
	地域子ども・子育て支援事業費	5,484	0	0	3,731	1,753
	児童保護措置費	4,907	2,454	15	153	2,285
高の 等無 教償 育化	県設立公立大学法人 授業料等減免事業費	149	0	0	149	0
	私立専門学校 授業料等減免事業費	3,047	1,523	0	1,524	0
医 療 ・ 介 護	後期高齢者医療負担金	77,321	0	0	717	76,604
	国民健康保険助成費	48,856	0	0	3,634	45,222
	難病等対策費	5,093	2,524	0	2,497	72
	地域医療総合確保事業費	4,543	2,992	54	1,497	0
	介護給付費負担金	62,211	0	0	3,521	58,690
	介護保険地域支援事業交付金	4,221	0	0	435	3,786
	地域介護総合確保事業費	3,131	2,094	0	1,037	0
	診療報酬の充実	21,307	4,983	6	24	16,294
合計	274,892	16,570	75	42,040	216,207	

※ 診療報酬の充実分については、「後期高齢者医療負担金」、「国民健康保険助成費」及び「難病等対策費」は、各々の項目に計上。診療報酬の改定分のみは、「診療報酬の充実」に計上。

2. 社会保障施策の充実以外の使途(24,671百万円)

- 社会保障の安定化分として、既存の社会保障施策に要する経費に充当。